

大和市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を決定し、及び同条第2項の規定により令和8年1月21日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市まちづくり部道路管理課において、告示の日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和8年1月21日

大和市長 古谷田 力

路線名	起 点	終 点	幅員	延長
公所200号	下鶴間字甲一号 108番1	下鶴間字甲一号 108番1	6.01 m	52.02 m
公所202号	下鶴間字甲一号 108番1	下鶴間字甲一号 108番1	5.01	57.14
中央林間西122号	中央林間西五丁目 3811番1	中央林間西五丁目 3811番1	6.05	150.00
下鶴間160号	下鶴間字乙七号 2891番1	下鶴間字乙七号 2890番4	6.02 ～6.09	73.24
南林間216号	南林間六丁目 3595番1	南林間六丁目 3595番1	4.50 ～4.51	65.02
桜森70号	桜森二丁目 328番6	桜森二丁目 328番6	4.50	40.17
下和田79号	下和田字上ノ松 19番4	下和田字上ノ松 19番4	4.50 ～5.00	70.25
下福田366号	福田字甲五ノ区 1322番1	福田字甲五ノ区 1322番1	4.50 ～5.00	74.44